

子育て・長寿支援課からお知らせです

## あなたの血液が命を救う 献血にご協力ください

わが国では、病気やけがの治療のため、輸血や血液製剤を必要とする人たちが数多くいます。この血液製剤は、健康な方々から血液を提供いただく「献血」により作られています。わが国の血液事業は、「献血」によって支えられており、血液を必要とする多くの患者さんが、日々救われています。

血液を必要とする方への供給が滞ることのないようにするために、1人でも多くの方の献血へのご協力をお願いします。



### ○若い世代の協力が不可欠

輸血用血液製剤の約85%は50歳以上の方々に使用される一方で、献血をいただいている方の約80%は50歳未満の方で、献血医療を大きく支えています。日本の少子高齢化が今後ますます進んでいくと、血液需要の増加が見込まれる将来の安定供給に支障をきたす恐れがあります。

血液は、まだ人工で作ることはできません。一人ひとりの善意によって支えられています。献血は、直接人の命を救う、とても大切なボランティア活動なのです。若い世代の方々には、社会の一員として進んで献血に参加していくことが求められています。

### ○村民献血

・日時 … 8月28日(金) 午前10時～正午 ・場所 … 榛東村保健相談センター

村民献血で実施する献血方法は、400ml献血および200ml献血です。これらの方法は、医療受給に沿い、血液製剤の国内自給にとって必要な献血方法で、その基準は次のとおりとなっています。

・献血の基準

1回献血量	年齢	体重	最高血圧	年間献血回数	年間総献血量
400ml献血	男性17歳～69歳 女性18歳～69歳	男女とも50kg以上	90mm Hg以上	男性3回以内 女性2回以内	400ml献血と200ml献血を合わせて 男性1200ml以内 女性800ml以内
200ml献血	16歳～69歳	男性45kg以上 女性40kg以上		男性6回以内 女性4回以内	

※65歳～69歳の方については、60歳～64歳までの間に献血経験のある方に限ります。

※献血は、事前に全血比重または血色素量と血圧を検査し、医師が検診を行います。薬を飲んでいる方は、検診時に医師にお申し出ください。

### ○献血ルームのご案内

献血は、次の各献血ルームでも行うことができます。

- ・献血ルーム前橋ハートランド 前橋市南町三丁目9-5 大同生命ビル1階 ☎0120-80-5871
- ・高崎駅献血ルームハーモニー 高崎市八島町222 JR高崎駅東口3階イーサイト内 ☎0120-80-5870
- ・太田献血ルーム 太田市飯塚町1549-2 太田市学習文化センター敷地内 ☎0120-80-5872

※受付時間は各献血ルーム共通、午前10時～午後1時、午後2時～午後5時30分です。また、12月31日、1月1日は休業です。

### ○献血についてのお願いと注意事項

- ・献血受付時には、検査目的の献血防止対策の一環として身分証明書などの掲示をお願いし、本人であることの確認をさせていただきます。これは、ウイルス等に感染した可能性があるときは、患者さんの安全のため献血はしないという「安全で責任のある献血」の思想をご理解していただきたいために行います。ご協力をお願いします。
- ・献血手帳をお持ちの方は、ご持参ください。
- ・献血中および献血後は、採血スタッフの指示に従って行動してください。
- ・献血者の健康が大前提です。日頃から健康な体づくりのため、十分な睡眠と食事を心がけてください。

### ○エイズ検査目的の献血は絶対にしないでください

エイズウイルス(HIV)感染直後の血液は、検査をしても感染が証明できません。エイズに感染した方が献血し、その血液が輸血されると感染のおそれがあります。エイズ感染の検査目的の献血は絶対にしないでください。

▶お問い合わせは、子育て・長寿支援課(☎54-2211 内線132)へ

# 介護保険負担割合証の交付について

## ○介護サービスを利用するときは「介護保険負担割合証」が必要になります

介護保険法改正により、平成27年8月から一定以上の所得がある方の利用者負担について見直しされ、要介護(支援)認定を受けている方に「介護保険負担割合証」を交付することになりました。

65歳以上(第1号被保険者)で一定以上の所得がある方は、8月1日利用分から利用者負担が2割になります。

## ○介護保険負担割合証を交付します

要介護認定を受けている方全員に、7月中に役場から「介護保険負担割合証」を送付します。

8月1日以降は、利用している介護サービス事業所などに介護保険被保険者証と一緒に提出してください。

※新たに要介護認定を受ける方には、認定結果通知を併せて交付します。

※所得更正により負担割合が変更になった場合は、直近の8月まで適用年月日を遡った負担割合証を、更正の行われた翌月初旬に再交付します。

※世帯構成の変更により負担割合が変更になった場合は、変更が生じた翌月から負担割合証を再交付します。

※40～64歳(第2号被保険者)の方の負担割合は1割です。

## ○利用者負担の判定

本人の合計所得金額が160万円以上の方は2割になります。

ただし、以下のいずれかに該当する場合は1割になります。

(1)生活保護受給者

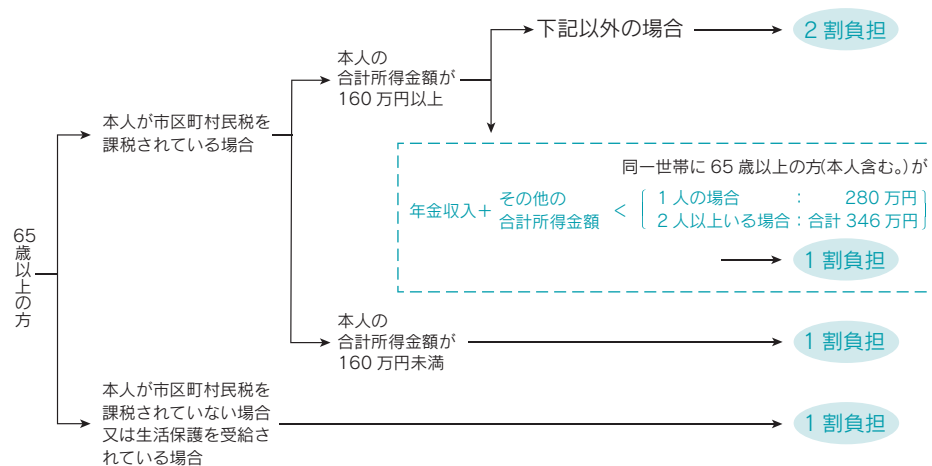
(2)本人が村民税非課税

(3-1) 同一世帯に65歳以上の方が1人の場合は、「年金収入+その他の合計所得金額(※)」が280万円未満の方

(3-2) 同一世帯に65歳以上の方が2人以上いる場合は、「年金収入+その他の合計所得金額(※)」が346万円未満の方

※その他の合計所得金額とは合計所得金額から年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。

### 〈利用者負担の判定の流れ〉



介護保険負担割合証	
交付年月日 年 月 日	
番号	
氏名	
住所	
フリガナ	
性別	
生年月日	開始・改正・有効 年 月 日
利用者負担の割合	適用期間
割	開始年月日 平成 年 月 日
	終了年月日 平成 年 月 日
保険番号並びに保険者の名称及び印	

▶お問い合わせは、健康・保険課 介護保険係 (☎54-2211 内線144)へ

健康・保険課からのお知らせです

## 国民健康保険高齢受給者証などを更新します

### ○高齢受給者証の更新

国民健康保険高齢受給者証は、国民健康保険の加入者で70歳以上75歳未満(ただし、後期高齢者医療制度該当者を除きます。)に交付されます。

この高齢受給者証は、毎年7月31日が有効期限となります。高齢受給者証交付の対象となる方には、8月1日から使用することのできる新しい高齢受給者証を郵便でお送りします。なお、現在お使いの高齢受給者証は8月1日以降使用することができませんのでご注意ください。

#### ■一部負担金の割合について

高齢受給者証に記載される一部負担金の割合は、同一世帯にいる高齢受給者証該当者の平成26年中の住民税課税所得により判定されます。

○課税所得145万円以上…3割負担(現役並み所得者)

○課税所得145万円未満…1割負担：昭和19年4月1日以前生まれの方

2割負担：昭和19年4月2日以降生まれの方

ただし、一部負担金の割合が3割に該当する方のうち、収入額が次のいずれかに該当するときは、申請により一部負担金の割合が1割または2割になります。

○高齢受給者証該当者が同一世帯に1人で、収入額が383万円未満

○高齢受給者証該当者が同一世帯に2人以上で、収入額の合計が520万円未満



### ○限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の更新

国民健康保険の被保険者は、医療機関等を受診するときに限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証を医療機関の窓口に掲示することで、医療費などの自己負担が限度額までとなります。

これらの認定証は、毎年7月31日が有効期限となり、8月1日以降は現在お使いの認定証を使用することができません。引き続き認定証を使用する必要がある方は、8月中に健康・保険課で認定証交付の手続きを行ってください。また、現在認定証をお持ちでない方で高額な医療費を支払う必要がある場合も、受診前に健康・保険課で認定証の交付を受けてください。なお、保険税の納付の状況により、認定証の交付ができない場合があります。

▶お問い合わせは、健康・保険課(☎54-2211 内線141)へ

健康・保険課からのお知らせです

## 福祉医療費受給資格者証の更新について

8月1日から、母子・父子家庭、重度心身障害者、高齢重度障害者に該当する方の福祉医療費受給資格者証(ピンク色の医療券)が更新されることに伴い、現在お使いの受給資格者証は、8月1日以降使用することができなくなります。

対象者には、新しい受給資格者証を7月中に郵便でお送りしますので、8月1日以降は、新しい受給資格者証を使用してください。

#### ■対象者

○母子・父子家庭(18歳未満の児童を扶養している母子・父子家庭および18歳未満で父母のいない児童)

○重度心身障害者(身体障害者1級・2級、障害基礎年金1級、療育手帳A判定、特別児童扶養手当1級、障害者自立支援法施行令第1条第3号に規定する精神通院医療適用者)

○高齢重度障害者(身体障害者1級・2級、障害基礎年金1級、療育手帳A判定)

#### ■その他

○現在お使いの受給資格者証は8月1日以降使用することができませんので、健康・保険課へ返却してください。

○勤務先、住所などが変更となった場合は、受給資格者証の更新手続きが必要となりますので、被保険者証・印鑑・受給資格者証をお持ちのうえ、必ず14日以内に健康・保険課で更新手続きを行ってください。

▶お問い合わせは、健康・保険課(☎54-2211 内線144)へ





# 後期高齢者医療被保険者証を更新します

## ○後期高齢者医療被保険者証の更新

後期高齢者医療被保険者証は、毎年7月31日が有効期限になります。8月1日以降にお使いいただく新しい被保険者証(有効期限が平成27年8月1日から平成28年7月31日)は、7月中に郵便でお送りします。

なお、現在お使いの被保険者証は8月1日以降に使うことができなくなりますので、有効期限経過後に健康・保険課への返却、またはご自身で裁断等による破棄をお願いします。

### ■新しい被保険者証が届いたら

お手元に新しい被保険者証が届いたら、必ず記載内容の確認をしてください。記載内容に誤りなどがあった場合は、ご自身で書きかえなどをせずに、必ず健康・保険課まで届け出てください。

### ■自己負担割合について

被保険者証に記載される自己負担割合は、同一世帯の被保険者の今年度(平成27年度)の住民税課税所得により判定されます。

- 課税所得145万円以上…3割負担(現役並み所得者)
- 課税所得145万円未満…1割負担

なお、平成26年12月31日時点で世帯主であって、同一世帯に合計所得38万円以下の19歳未満の世帯員がいる場合には、世帯員の年齢と人数に応じた額(①16歳未満は1人につき33万円 ②16歳以上19歳未満は1人につき12万円)を住民税課税所得から控除し負担割合を判定します。

ただし、上記の判定で3割負担に該当する方のうち、前年(平成26年)の収入額が次のいずれかに該当するときは、申請により1割負担となります。

- 被保険者が同一世帯に1人で、収入額が383万円未満
- 被保険者が同一世帯に2人以上で、収入額合計が520万円未満
- 同一世帯に70歳から74歳までの方がいる場合、その方と被保険者の収入額合計が520万円未満

## ○限度額適用・標準負担額減額認定証

住民税非課税世帯の被保険者は、保険医療機関等を受診する際に限度額適用・標準負担額減額認定証を窓口で提示すると、医療費などの自己負担が限度額までとなります。

この認定証は、毎年7月31日が有効期限になります。現在認定証の交付を受けている方で8月1日以降も認定証を必要とする方、または新たに認定証の交付を希望する方は、住民税の課税状況を確認のうえ、8月中に健康・保険課で認定証の交付手続きをしてください。

なお、昨年度から限度額適用・標準負担額減額認定証の職権交付を実施しています。次の条件の全てに該当する方は、申請手続きを省略し平成27年8月1日から使用できる限度額適用・標準負担額減額認定証を新しい被保険者証に同封します。

- 前年度に限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受け現在も該当している方
- 平成27年度も引き続き住民税非課税世帯となる方

※現在も該当している方とは後期高齢者医療保険の資格を喪失していない方や住民税課税世帯に変更となっていない方です。

2つの条件のうち1つでも該当しない方は申請手続きが必要となりますのでご注意ください。

## ○短期被保険者証の交付

被保険者証の有効期限は通常1年間ですが、後期高齢者医療保険料の滞納により、通常より有効期限の短い被保険者証を交付する場合があります。また、特別な事情がなく納付状況が改善しない場合は、医療費がいったん全額自己負担となる「資格証明書」を交付することがあります。

なお、保険料の納付方法が普通徴収(口座振替または納付書払い)の方に、平成27年度後期高齢者医療保険料納入通知書を7月中に郵便でお送りします。この通知書が届いたときは、年間保険料額、保険料納期限などを必ずご確認ください。保険料の納付忘れがないようご注意ください。

▶お問い合わせは、健康・保険課(☎54-2211 内線143)、または群馬県後期高齢者医療広域連合(☎027-256-7125)へ



子育て・長寿支援課からのお知らせです

## 7月は社会を明るくする運動強調月間です

### ○“防ごう犯罪と非行 助けよう立ち直り”

この運動は、すべての国民が、犯罪防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

本村においても、保護司および更生保護女性会を中心として「社会を明るくする運動榛東村推進委員会」を組織し、青少年の非行・薬物乱用防止ならびに地域の環境浄化などについて積極的な取り組みを行っていくことにしています。

なお、今年の重点事項は、「出所者等の事情を理解した上で雇用する企業の数を増やすこと」と「帰るべき場所がないまま、刑務所から社会に戻る人の数を減らすこと」です。

▶お問い合わせは、子育て・長寿支援課

(☎54-2211 内線133)へ



村長・教育長と村内への広報活動に出発する保護司および更生保護女性会役員の皆さん

建設課からのお知らせです

## 道路上に張り出している樹木の伐採等のお願い

道路や歩道への枝の張り出しや倒木により、歩行者や自動車等の通行の支障となる場合があります。歩行者及び自動車等の通行や、強風や大雨時の安全確保のため、樹木の管理にご協力をお願いします。

樹木の倒木等が原因で歩行者や自動車等に事故が発生した場合には、樹木が植生している土地の所有者の責任を問われる場合があります。(民法第717条：土地の工作物の占用者及び所有者の責任 道路法第43条：道路に関する禁止事項)

次のような状態が見られる土地の所有者の方は、樹木の伐採や枝払いをお願いします。

- 道路、歩道に樹木が張り出している
- 枯れ木や折れ枝による通行への障害がある(又はその恐れがある)
- 竹木の繁茂による通行への障害がある(又はその恐れがある)

### 【作業時の注意事項】

電線や電話線がある場所での作業は、事前に最寄りの東京電力やN T Tの事業所に連絡をしていただいた上で、電線等の管理者の立ち会いのもと、行ってください。

作業の際には、道路を通行する歩行者や自転車、自動車の安全を十分確保し、また、転落等の事故が起こらないように十分注意してください。

▶お問い合わせは、建設課(☎54-2211 内線232)へ

教育委員会生涯学習課からのお知らせです

## 榛東村南部コミュニティセンター改修工事に伴う一時閉館のお知らせ

このたび、施設の老朽化に伴う改修工事のため、一時閉館とさせていただきます。

【閉館施設】榛東村南部コミュニティセンター(広馬場1088番地)

【閉館期間】平成27年8月下旬頃～平成28年1月下旬頃(予定)

閉館期間は、あくまでも予定です。閉館期間中は、なにかとご不便をおかけしますが、ご理解・ご協力のほどよろしくをお願いします。

▶お問い合わせは、榛東村教育委員会生涯学習課(☎54-2211 内線261)へ

## 日本語教室を開催します

榛東村国際交流協会では、村内在住の外国人の方を対象に日本語教室を開催いたします。

### ○日本語教室開催に伴う受講生の募集

日本語教室の内容は日常会話や「ひらがな」、「カタカナ」を学習する初級教室です。

■期日…8月23日(日)～11月1日(日)の毎週日曜日(全10回) ※ただし、10月25日を除く

■時間…午前10時～午前11時30分

■場所…中央公民館 1階 会議室

■費用…一人1,000円

### ○日本語教室の事業に協力していただける日本語講師補助ボランティア(無償)の募集

日本語講師補助ボランティアには、本協会役員とともに、日本語教室初級用の教材を使用しながら、受講生に対する学習補助・指導を行っていただきます。資格等必要ございませんので、是非ご協力ください。

詳しいことは、下記にお問い合わせください。

▶お申し込み・お問い合わせは、基地・財政課内榛東村国際交流協会事務局(☎54-2211 内線243)へ

### 榛東村内空間放射線量測定結果について

## 榛東村内各施設等において空間放射線量を測定しました

村で測定した村内各施設等の平成27年6月の放射線量は次のとおりです。

■基準値…0.23マイクロシーベルト/時(年間1ミリシーベルト)

※ 原子力災害対策本部が示した面的な除染を実施する場合の被ばく線量

■測定値について…村では、群馬県立県民健康科学大学 大学院診療放射線学研究科専任講師 杉野雅人博士の指導のもと、ハンディー型線量計(A2700型 Mr.Gamma)を使用して空間放射線量を測定しています。

榛東村内各施設等における空間放射線量測定結果一覧

No.	測定日	測定開始時刻	測定場所	住所	測定値(マイクロシーベルト/時)			天気	備考
					地表	50cm	1m		
1	6月11日	14:45	役場・保健相談センター	新井790-1	0.062	0.055	0.051	晴れ	東側駐車場中央付近
2	6月11日	9:25	北部第2学童保育所 (旧庁舎分室)	山子田1258-1	0.046	0.041	0.041	晴れ	敷地中央付近
3	6月11日	9:10	中央保育園 (兼 うぐいす学童)	山子田2531-19	0.062	0.045	0.041	晴れ	園庭中央付近
4	6月11日	11:40	北部保育園	長岡1109	0.031	0.037	0.037	晴れ	園庭中央付近
5	6月11日	11:15	南部保育園	広馬場1763-1	0.060	0.058	0.052	晴れ	園庭中央付近
6	6月11日	13:20	南部第1、2学童	広馬場1156-1	0.064	0.052	0.051	晴れ	敷地中央付近
7	6月11日	14:30	児童館	長岡1404-1	0.063	0.062	0.060	晴れ	敷地中央付近
8	6月11日	10:15	榛東中学校 駐輪場	新井598	0.045	0.045	0.048	晴れ	駐輪場中央付近
9	6月11日	10:30	榛東中学校 東グラウンド	新井175-1	0.032	0.030	0.033	晴れ	グラウンド中央付近
10	6月11日	9:40	北小学校 (兼 北部第1学童)	山子田1261	0.030	0.028	0.025	晴れ	グラウンド中央付近
11	6月11日	11:00	南小学校	広馬場1142	0.022	0.024	0.024	晴れ	グラウンド中央付近
12	6月11日	9:55	北幼稚園	山子田1322-1	0.050	0.047	0.050	晴れ	園庭中央付近
13	6月11日	10:50	南幼稚園	広馬場1143-1	0.079	0.070	0.064	晴れ	園庭中央付近
14	6月11日	13:50	南部コミセン	広馬場1088	0.053	0.049	0.043	晴れ	正面駐車場中央付近
15	6月11日	14:10	総合グラウンド	山子田2037	0.061	0.055	0.057	晴れ	野球及びサッカーグラウンド境界付近

▶お問い合わせは、住民生活課(☎54-2211 内線122)へ



子育て・長寿支援課からのお知らせです

## 平成27年度の臨時福祉給付金とは…

平成26年4月からの消費税引き上げに伴い、所得の低い方への負担の影響に配慮し、暫定的・臨時的に支給される「臨時福祉給付金」につきましては、消費税10%化の先送りに伴い、27年度も支給することとなりました。

この給付金を受け取るには、平成27年1月1日時点で住民登録されていた市区町村への申請が必要となります。

### ●支給対象者

平成27年1月1日時点において榛東村に住民登録されている方で、平成27年度の住民税(均等割)が課税されていない方が対象となります。

ただし、以下の方は対象外となります。

- ◆平成27年度の住民税(均等割)が課税されている方に扶養されている場合
- ◆生活保護制度の対象となっている被保護者の場合
- ◆中国残留邦人等に対する支援給付の受給者である場合
- ◆国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援助費の受給者である場合
- ◆ハンセン病療養所非入所者給与金(加算援護分)の受給者である場合

※臨時福祉給付金は、平成27年1月1日時点にお住まいの市区町村での支給となり、申請期間などは市区町村によって異なります。平成27年1月2日以降に榛東村へ転入された方は、1月1日現在で住民登録されていた市区町村へお問い合わせください。

※各市区町村の申請時期等につきましては、厚生労働省で設けている特設サイト(<http://www.2kyufu.jp>)などで確認できます。

### ●支給額

対象者1人につき6,000円(1回限り)を支給します。

### ●申請手続き

支給対象となる可能性のある方へ、8月下旬に平成27年度の住民税が課税されていない旨の通知を入れた「臨時福祉給付金に関する重要なお知らせ」を送付します。その中に臨時福祉給付金の申請書を同封いたします。

内容を確認していただき、対象である場合は、必要事項を記入し、本人確認書類などの添付書類を確認のうえ、同封されている返信用封筒にて返送してください。

#### 1 申請方法：郵送申請

「臨時福祉給付金に関する重要なお知らせ」に同封された返信用封筒を使用してください(12月1日消印有効)。役場へ直接申請する場合は、子育て・長寿支援課(1階2番窓口)へ、平日の開庁時間帯(午前8時30分～午後5時15分)にお出かけください。

#### 2 申請期間：平成27年9月1日(火)～平成27年12月1日(火)

### ●提出書類

#### 1 臨時福祉給付金申請書

#### 2 添付書類

##### ①本人確認書類

- ◆運転免許証、健康保険証、各種年金手帳、介護保険被保険者証、旅券等のいずれかの写し。
  - ◆外国籍の人は、在留カード、特別永住者証明書等のいずれかの写し。
- ※代理申請・受給を希望される場合は、代理人の本人確認書類も必要です。

##### ②指定した口座が確認できる書類

- ◆金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)がわかる通帳やキャッシュカード等の写し。
- ◆扶養者の非課税証明書
  - ・扶養者の住民票所在地が別の市区町村にある方：扶養者の非課税証明書

### ●支給方法

支給が決まりましたら、申請書に記載された金融機関の振込先口座へ給付金を振り込むと共に、支給決定通知書を申請者へ送付します。(左ページへ続く)

(右ページ続き)

◆申請書提出月と支給予定月は次のとおりです。

申請書提出月	平成27年 9月	平成27年10月	平成27年11月(12月1日を含む)
支給予定月	平成27年10月	平成27年11月	平成27年12月

## ●その他

26年度の臨時福祉給付金にあった年金受給者等への加算措置はありません。また、臨時福祉給付金の支給対象者でも、子育て世帯臨時特例給付金を受給できます。

### お問い合わせ先

- ▶国ホームページ <http://www.2kyufu.jp> ※検索→「厚生労働省 2つの給付金」
- ▶国特設コールセンター 電話…0570-037-192  
受付時間…9時から18時まで(平日のみ。ただし、8月1日～12月20日は土日祝も開設。)
- ▶榛東村役場窓口 1階2番窓口 子育て・長寿支援課  
電話0279-54-2211(臨時福祉給付金係：内線183、130～134)  
受付時間…午前8時30分～午後5時15分(平日のみ)



「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」の  
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

話題あれこれ

## 県消防協会渋川支部ポンプ操法競技会及びラッパ吹奏訓練

### 榛東村消防団第2分団が優勝、第1分団が準優勝

県消防協会渋川支部ポンプ操法競技会が6月14日(日)、県消防学校で開催され、本村消防団から第1分団と第2分団が出場しました。

ポンプ操法技術の向上を目的に毎年開催されているこの競技会には、渋川広域圏3市町村から10分団が出場し、日頃の訓練の成果を披露しました。競技会の結果、第2分団が優勝(写真①)、第1分団が準優勝の好成績を収めました(写真②)。

なお、各操作員の優秀者に贈られる番員賞を、第2分団1番員の深津和幸さんと3番員の星野満さんと4番員の岸志治さん、第1分団2番員の栗原崇哲さんが受賞しました。

また、榛東・渋川・吉岡のラッパ隊で構成される渋川広域ラッパ隊がラッパ吹奏訓練を披露しました。



①



②